

石川県公報

平成31年3月29日(金曜日)

号 外

(第 19 号)

目 次

規 則	○石川県立保育専門学園学則の一部を改正する規則 (第 19 号)	2
○石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室)		1

規 則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和二十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「1,350」を「670」に改め、同表第4(2)中「第24項」を「第25項」に改め、

同表第8(2)中「配偶者のない者で」を「配偶者のない女子」及び「配偶者のない男子」であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定に基づき「に改め、同表第9を第10とし、第8の次に次のように加ふる。

9 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。この場合において、その者の前年(1月から6月までの間の利用にあつては、前々年。(1)から(3)までにおいて同じ。)の所得(同法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。(1)から(3)までにおいて同じ。)が125万円以下であるときは、市町村民税非課税である者とみなす。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族(地方税法第292条第1項第9号の扶養親族をいう。以下この注9において同じ。)その他その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者(同項第7号の同一生計配偶者をいう。)又は扶養親族である者を除く。(2)及び(3)において同じ。)で前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する額以下であるものを有するもの

(2) (1)に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子で前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する額以下であるものを有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

10 9前段の規定により寡婦又は寡夫とみなされた者であつて、9後段の規定により市町村民税非課税である者とみなされるもの以外のものについて所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から26万円(9(2)に該当する場合にあつては、30万円)を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から27万円(9(2)に該当する場合にあつては、35万円)を控除するものとする。

別表第11(2)中「第24項」を「第25項」に改め、同表第4中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による」に改め、同表第9を第10とし、第8の次に次のように加ふる。

5 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に

規定する寡夫とみなす。この場合において、その者の前年（1月から6月までの間の利用にあつては、前々年。（1）から（3）までにおいて同じ。）の所得（同法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。（1）から（3）までにおいて同じ。）が125万円以下であるときは、市町村民税非課税である者とみなす。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族（地方税法第292条第1項第9号の扶養親族をいう。以下この注5において同じ。）その他その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者（同項第7号の同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。（2）及び（3）において同じ。）で前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する額以下であるものを有するもの

(2) (1)に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子で前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する額以下であるものを有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

6 5前段の規定により寡婦又は寡夫とみなされた者であつて、5後段の規定により市町村民税非課税である者とみなされるもの以外のものについて所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から26万円（5(2)に該当する場合にあつては、30万円）を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から27万円（5(2)に該当する場合にあつては、35万円）を控除するものとする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

石川県立保育専門学園学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十五号

石川県立保育専門学園学則の一部を改正する規則

石川県立保育専門学園学則（昭和四十三年石川県規則第百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条、第8条関係）

系 列	教 科 目	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	2
	教育原理（講義）	2
	子ども家庭福祉（講義）	2
	社会福祉（講義）	2
	子ども家庭支援論（講義）	2
	社会的養護Ⅰ（講義）	2
	保育者論（講義）	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学（講義）	2
	子ども家庭支援の心理学（講義）	2
	子どもの理解と援助（演習）	1
	子どもの保健（講義）	2
	子どもの食と栄養（演習）	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価（講義）	2
	保育内容総論（演習）	1

	保育内容演習	健康(演習)	1
		人間関係(演習)	1
		環境(演習)	1
		言葉(演習)	1
		音楽表現(演習)	0.5
		造形表現(演習)	0.5
	保育内容の理解と方法	音楽表現基礎(演習)	1
		造形表現基礎(演習)	1
		身体表現基礎(演習)	1
		言語表現(演習)	1
		乳児保育Ⅰ(講義)	2
		乳児保育Ⅱ(演習)	2
		子どもの健康と安全(演習)	1
		障害児保育(演習)	2
	社会的養護Ⅱ(演習)	1	
	子育て支援(演習)	1	
保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4	
	保育実習指導Ⅰ(演習)	2	
総合演習	保育実践演習(演習)	2	

別表第一「保育の内容・方法に関する科目の項中」

社会的養護内容Ⅱ(演習)	1
乳児保育Ⅱ(講義)	2

を

社会的養護Ⅲ(演習)	1	
保育内容の理解と方法	音楽Ⅰa(演習)	2
	音楽Ⅰb(演習)	2
	音楽Ⅱa(演習)	1
	子どもと音楽Ⅲ(演習)	1
	水泳実習(演習)	0.5
	運動あそび(演習)	1
	保育と地域社会(演習)	1

に改め、同表保育の表現技術の項を削り、同表総合

演習の項中「保育実践演習Ⅱ(講義)」を「保育実践演習基礎(講義)」に改める。

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

